

公告第 59 号

公募型プロポーザル方式による平戸市営半元キャンプ場の建物売払いについて（公告）

半元キャンプ場の建物について、公募型プロポーザル方式により売却事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和3年10月15日

平戸市長職務代理者  
平戸市副市長 松田 隆也

1 公募型プロポーザル方式による売却の概要

(1) 趣旨

平戸市営半元キャンプ場（以下「半元キャンプ場」という。）は、昭和54年から施設を整備・運営を行い、これまで海辺の自然を満喫できる夏場の観光施設として賑わいをもたらせてきたところであり、また、ここ数年においては、キャンプ人気ということもあり、通年開設しているキャンプ場も見受けられる。

このことから、半元キャンプ場の建物を売却し、施設の有効活用と利用者の利便性向上を図るため、民間事業者からの提案を通して多角的な観点から総合的に評価を行い、公募型プロポーザル方式により売却事業者を選定する。

(2) 売却物件（所在地：平戸市古江町字瀬の内1216番地2）

用途	建設年月	階層	構造	延床面積	特記事項
管理棟	昭和54年3月3日	平屋	W造	116.64	
バンガロー（6人用）	平成9年3月28日	平屋	W造	12.25	棟数:5
バンガロー（5人用）	昭和55年3月31日	平屋	W造	9.61	棟数:5
温水シャワー	平成9年3月28日	平屋	RC造	13.00	室数:4
冷水シャワー	昭和54年3月3日	平屋	CB造	13.50	室数:8
便所	平成4年3月30日	平屋	CB造	15.80	男)小2大[和]1 女)洋2和2
調理室	昭和54年3月3日	平屋	W造	21.60	水道:8 かまど:8
便所（駐車場側）	平成9年5月16日	平屋	CB造	12.00	男)小2大[和]1 女)洋1和1
炊事棟	平成9年5月16日	平屋	W造	11.90	水道:2 かまど:2

W造：木造、RC造：鉄筋コンクリート造、CB造：コンクリートブロック造

(3) 最低売却価格

金 6,433,000 円

2 スケジュール

項 目	日 程
参加募集公告（募集要項交付開始）	令和3年10月15日（金）
現地見学・説明会	令和3年10月26日（火）・27日（水）
質問受付	令和3年11月1日（月）～12日（金）
質問回答	令和3年11月18日（木）
参加申込・企画提案書受付	令和3年11月19日（金）～12月3日（金）
書類審査	令和3年12月6日（月）～10日（金）
確認結果通知	令和3年12月16日（木）
プレゼンテーション（審査）	令和3年12月23日（木）
審査結果通知	令和4年1月12日（水）
売買契約の締結	令和4年1月19日（水）
売買代金の支払い	令和4年2月18日（金）まで

3 参加者の資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人（JV含む。）又は個人とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平戸市又は国・県・その他の地方公共団体の指名停止及び指名除外期間中でないこと。
- (3) 公告日から契約締結日までの間において、国・県・地方公共団体の入札参加資格停止等の処分を受けていないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税及び個人の場合は、市町村民税全般（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始等の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 平戸市暴力団排除条例（平成24年平戸市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していないこと。

#### 4 参加申込書等の作成及び提出方法

##### (1) 募集要項の交付

掲載期間	掲載場所
令和3年10月15日（金）から令和3年12月3日（金）まで	募集要項は、掲載の期間本市ホームページに掲載します。ダウンロードして入手してください。 HPアドレス <a href="https://www.city.hirado.nagasaki.jp/">https://www.city.hirado.nagasaki.jp/</a>

##### (2) 現地見学・説明会の日時及び場所

現地説明の場所（売却物件の所在地）	現地説明の日時
平戸市古江町字瀬の内1216番地2	令和3年10月26日（火）午後1時30分 令和3年10月27日（水）午後1時30分

##### (3) 質問書の受付

受付期間	受付場所
令和3年11月1日（月）から令和3年11月12日（金）まで	平戸市役所文化観光商工部観光課 〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 （電話 0950-22-9140 [直通]）

##### (4) 参加申込及び企画提案書の受付

売却物件の購入を希望する者は、参加申込書等一式を提出しなければならない。

受付期間	受付場所
令和3年11月19日（金）から令和3年12月3日（金）まで	平戸市役所文化観光商工部観光課 〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 （電話 0950-22-9140 [直通]）

#### 5 審査及び結果通知

##### (1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容を総合的に審査し、点数が最も高かった者を売買契約の候補者として選定する。

参加申込者が1者でも審査を行うものとし、売買契約の候補者なしとする場合もある。また、正当な理由がなくプレゼンテーションを欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

(2) プレゼンテーションの日時及び場所

日 時	場 所
令和3年12月23日（木）午前10時から	平戸市役所大会議室 A B 〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3

(3) 審査結果（売買契約候補者の特定）

審査結果については、令和4年1月12日（水）までに、書面にて通知する。

6 契約保証金

- (1) 平戸市契約規則（平成17年平戸市規則第44号）第32条第1項に規定する契約保証金を契約締結時に納付すること。
- (2) 買受者が契約代金の支払い期限までに売却物件の契約代金を納付しない場合は、契約保証金は平戸市に帰属する。

7 契約に付す条件

- (1) 所有権移転の時期は、平戸市が契約代金の納付を確認した日付とする。
- (2) 契約及び所有権に要する登記費用については、買受者の負担とする。
- (3) 買受者は売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならない。
- (4) 買受者は、売却物件を暴力団その他住民に著しく不安を与える施設の用途に供してはならない。
- (5) 買受者は、令和33年度までキャンプ場として用途を供することとし、地域活性化及び観光誘客を目指すため、適宜、地元住民との意見交換を行うこと。
- (6) 平戸市所有の土地であるため有償で貸付を行うものとし、売却物件が所在する土地の貸付料（313.74㎡ 10,330円）を契約時に支払い、その後、開業時から残りの土地貸付料（〔予定〕20395.65㎡ 671,588円）を支払うこと。
- (7) 買受者は、令和33年度までの期間において、原則転売等は認めないものとする。やむをえず、転売しようとする場合は、転売先の業者について市の承諾を得ること。
- (8) 買受者は、廃業しようとする場合には、全ての売却物件を解体すること。

8 その他の事項

詳細は、平戸市営半元キャンプ場売却に係る公募型プロポーザル募集要項による。

9 問合せ先

平戸市文化観光商工部観光課

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 電話 0950-22-9140（直通）